

パーシャルスピノフに関する税制措置 Q&A

質問	答え
1 パーシャルスピノフ税制とは何ですか？	事業の成長発展が見込まれる要件を満たすものとして事業再編計画の認定を受けるなど、一定の要件を満たすスピノフは、元親会社に持分を一部残す（20%未満）場合についても、再編時の譲渡損益を繰延べ、みなし配当に対する課税を対象外とする特例措置です。
スピノフは会社の事業部門を切り出す方式と、完全子会社を切り出す方式がありますが、いずれの方式でもパーシャルスピノフ税制の対象となりますか。	税制措置の対象となるのは、完全子会社を切り出すスピノフのみです。
3 いつまでに認定を受ける必要がありますか。	パーシャルスピノフ税制の適用に必要な事業再編計画の認定は令和5年4月1日から令和10年3月31日までに受ける必要があります。なお、左記期間内に認定を受ければ、スピノフの実施が令和10年4月1日以降であったとしても、パーシャルスピノフ税制の適用の対象となります。
令和10年4月1日以降、認定を受けた事業再編計画の内容に変更事由が生じ、変更認定を受けた場合でもパーシャルスピノフ税制の適用は可能ですか。	令和5年4月1日から令和10年3月31日までに認定を受けていれば、その後、変更認定を受けた場合でも、パーシャルスピノフ税制の適用の対象となります。
パーシャルスピノフ税制の適用を含む認定事業再編計画について、パーシャルスピノフの実施時期が後ろ倒しになりましたが、変更の手続が必要ですか。	事業再編計画では組織再編行為を計画開始とそろえることとしているため、計画が後ろ倒しになることで十分な計画期間を確保できず、計画を達成できないおそれがあります。変更の手続が必要となる可能性がありますので、事業を所管している省庁にご相談ください。
6 パーシャルスピノフ税制の適用の要件である、事業再編計画の認定を受けるためには、どのような要件を満たす必要がありますか。	<p>事業の成長発展が見込まれる要件を満たすものとして事業再編計画の認定を受ける必要があります。</p> <p>具体的には、現行の事業再編計画の認定要件に加えて、以下の(1)及び(2)の要件を満たす必要があります。</p> <p>(1)スピノフされる会社の主要な事業における事業活動が新事業活動であること。</p> <p>(2)次の(i)～(iii)のいずれかに該当すること。</p> <p>(i)スピノフされる会社から、当該会社の特定役員（社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役若しくは常務取締役又これらに準ずる者で法人の経営に従事している者）に対して、ストックオプションが付与され、又は付与される見込みであること。</p> <p>※ストックオプションを付与する人数についての特段の要件はありません。</p> <p>(ii)スピノフされる会社の主要な事業の開始日から事業再編計画の認定の申請の日までの期間が十年を超えていないこと。</p> <p>(iii)スピノフされる会社の主要な事業の成長発展が見込まれることにつき、証券会社が確認していること。</p>

質問	答え
8 主要な事業とは何ですか。	<p>主要な事業かどうかは、一義的には収入金額の多寡で判定すべきものであるとも考えられますが、業種・業態によっては収入金額は少なくとも多額な損益が生じる事業もあり得ますし、また、多数の従業者を抱える事業や装置産業のように大規模な製造設備を有する事業が主要な事業に該当する場合もあるものと考えられます。このため、これらの状況を総合的に勘案して主要な事業に当たるかどうか判定することとなります。</p>
9 新事業活動とは何ですか。	<p>新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいいます。</p>
<p>「関係事業者等の主要な事業における事業活動が新事業活動であること。」の要件について、具体的にどのような内容を様式に記載すればよいでしょうか。</p>	<p>「関係事業者等の主要な事業における事業活動が新事業活動であること。」とは、スピノフされる会社の主要な事業における事業活動が、スタートアップ性のある（新規性のある）事業活動であることを指します。</p> <p>具体的には、事業再編計画の申請書類（様式第19別表11）において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新事業活動」について、当該事業活動の具体的な内容並びに開始した時期及びその背景を記載するとともに、何と比較して、どの程度、どのような新規性があるかを具体的に記載すること、 ・新事業活動が「主要な事業における事業活動」であるかどうかについては、対象事業に属する収入金額若しくは損益の状況、従業員の数又は固定資産の状況等を総合的に勘案して、定量的に記載すること、 <p>が必要です。</p>
11 事業再編計画の認定申請の際に、必要となる添付書類はどのようなものでしょうか。	<p>前問(2)(i)～(iii)の要件を満たすことを証するものとして、例えば、以下のような書類を提出する必要があります。</p> <p>(i)関係（ストックオプションの付与）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係事業者等の特定役員に対して、新株予約権を付与することを決議した際の株主総会又は取締役会の議事録 ・事業者が実施する任意の適時開示であり、その子会社である関係事業者等が、特定役員に対する新株予約権の付与を株主総会に付議する旨を取締役会において決議したことを示すもの 等 <p>(ii)関係（主要な事業の開始日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な事業が定款に記載されている場合は、定款に記載した日を証する書類（株主総会の議事録） ・取締役会で事業の開始を決定した際の議事録 等 <p>(iii)関係（事業の成長発展見込） 次問参照</p>

質問	答え
<p>12 「関係事業者等の主要な事業の成長発展が見込まれるものであることにつき、金融商品取引業者が確認していること」の要件について、具体的にどのような書類を作成すればよいでしょうか。また、確認は誰に受ければよいでしょうか。</p>	<p>申請者において、主要な事業の成長発展が見込まれることついて、以下内容を説明する資料を作成し、証券会社の確認を受けた上で、事業再編計画の認定申請の際の添付書類として提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高い成長可能性の評価の対象とした事業（以下「成長事業」といいます。）の内容（ビジネスモデル（事業の内容、事業の収益構造）、市場環境（市場規模、競合環境）、競争力の源泉（経営資源・競争優位性）、リスク情報（認識するリスク、リスク対応策）等）及び選定理由について ○経営上重視している、成長戦略の進捗を示す重要な経営指標及び当該指標を採用した理由、当該指標の最近3年間程度の実績値・具体的な目標値について ○成長事業が高い成長可能性を有すると判断した根拠について ○事業計画の内容及び前提条件 ○事業計画が合理的に作成されているとの判断に至ったポイント ○（策定している場合には）利益計画及び前提条件 <p>資料作成にあたっては、東京証券取引所が公表している新規上場ガイドブック（グロース市場編）の2. 高い成長可能性に係る事項に記載されている項目もご参照ください。 https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/new/guide-new/02.html</p>
<p>13 パーシャルスピノフ税制の適用を受けるために提出した添付書類は公表されますか。</p>	<p>添付書類は公表されませんが、「事業の成長発展が見込まれる要件」(1)の対象事業、(2)(i)～(iii)のうちどの要件を満たして認定を受けたかについては公表の対象となります。</p>